

区役所附設会館（中央区民センター・中央会館）利用料金減免規程

（趣旨）

第1条 大阪市区役所附設会館利用料金等の減免に関する要綱（以下「要綱」という。）第3条第1項の規定に基づき、利用料金を減免することができる団体等及び行事又は集会の基準を明らかにするため、中央区役所附設会館利用料金減免規程を次のとおり定める。

（減免基準）

第2条 利用料金を免除することができる場合は、次のとおりとする。

別表1に掲げる各種団体等が行う公益的な行事又は集会で、直接、市政、区政に寄与すると認められるもののため、区役所附設会館（以下「会館」という。）を使用するとき。

区役所の事務及び事業又は会館の指定管理者（以下「指定管理者」という。）が行うコミュニティ活動の振興に関する事業を実施するため、会館を使用するとき。

2 別表2に掲げる各種団体等が主催する行事又は集会で、本市が協力する必要があると認められるもののため会館を使用する場合は、利用料金の2割に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げた額）を減額することができる。

3 第1項の別表1及び第2項の別表2における「その他区長が必要と認める団体」として減免又は減額の対象とするかどうか判断する必要がある場合、指定管理者は、区長と協議のうえ、区長が必要と認めた場合に限り、免除又は減額することができる。

（減免手続）

第3条 利用料金の減免を受けようとするものは、指定管理者に対して、区役所附設会館使用申込及び利用料金減免申請書（以下「減免申請書」という。）を提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の減免申請書を受理したときは、要綱及びこの減免規程に基づき、その内容を厳正に審査し、適当と認めたときに限り、減免の措置をとるものとする。ただし、審査にあたり疑義等が生じた場合、指定管理者は、区長と協議のうえ、減免の対象とするかどうかを決定する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1

中央区地域振興会	中央区公衆衛生協会
大阪市コミュニティ協会中央区支部協議会	中央区都市環境研究会
中央区民生委員児童委員協議会	中央区集団給食研究会
中央区社会福祉協議会	中央区食品衛生協会
大阪府共同募金会中央地区募金会	中央区花と緑のまちづくり推進委員会
中央地区保護司会	中央区内公園愛護会
中央地区更生保護女性会	大阪市中央区商店会連合会
中央地区 B B S 会	中央区米穀連絡協議会東地区会
中央区更生保護協力会	東教育財団
中央区老人クラブ連合会	中央区政協会
中央区遺族会	南有恒倶楽部
中央区母と子の共励会	中央区安全なまちづくり推進協議会
中央区身体障害者団体協議会	中央区瓦屋町グラウンド運営委員会
大阪市手をつなぐ育成会中央区支部	大阪城硬式少年野球場管理運営委員会
中央区人権啓発推進協議会	中央区成人の日記念のつどい実行委員会
大阪市企業人権推進協議会中央区支部	愛日地域活動協議会
中央区生涯学習区民会議	汎愛地域活動協議会
中央区地域支援調整チーム委員会	集英地域活動協議会
中央区 P T A 協議会	浪華地域活動協議会
中央区 P T A 協議会 O B 会	北大江地域活動協議会
中央区学校保健協議会	中大江地域活動協議会
中央区地域女性団体協議会	南大江地域活動協議会
中央区体育厚生協会	玉造地域活動協議会
中央区スポーツ推進委員協議会	桃園地区地域活動協議会
中央区青少年福祉委員連絡協議会	桃谷連合地域活動協議会
中央区青少年指導員連絡協議会	東平地区地域活動協議会
中央区青年団体協議会	金甌地域活動協議会
中央区こども会育成連合協議会	渥美地区地域活動協議会
中央区視聴覚教育協議会	芦池地域活動協議会
中央区青少年育成推進会議	御津地域活動協議会
「交通事故をなくす運動」中央区推進本部	大宝地域活動協議会
中央区地域保健推進協議会	道仁地域活動協議会
大阪市結核診査協議会東部第一専門部会	高津地域活動協議会
中央区老人保健推進協議会	精華地域活動協議会
中央区献血推進委員会	河原地区地域活動協議会
中央区食生活改善推進員協議会	その他区長が必要と認める団体
中央区健康づくり推進協議会	

別表 2

中央区行政連絡調整会議及び中央区官公署連絡協議会を構成する官公署並びにその関係団体（中部環境事業センター・市岡工営所・大阪城公園事務所・西部水道センター・交通局改良工事事務所・東税務署・東納税協会・東納税貯蓄組合連合会・南税務署・南納税協会・大阪南納税貯蓄組合連合会・中央府税事務所・中央消防署・中央防火協力会・東警察署・東防犯協会・東交通安全協会・南警察署・南防犯協会・南交通安全協会）	別表 1 の免除団体の下部組織及び地域（校下）単位の団体
	その他区長が必要と認める団体